

車両出入口設置の手引き

(道路法 24 条申請書類に関する作成の仕方について)

七戸町 建設課

車両出入口設置工事基準

1. 車両出入口の設置基準

(1) 目的

この基準は、本町が管理する道路における車両出入口の設置に伴う歩道の切下げ工事及びそれに関連する工事について、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条の規定による承認の基準を定めるものとする。また、設置においては歩行者専用道である歩道の一部を車道とすることから、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

(2) 設置及び施工基準

- ア 工事に伴う基本的な事項については、この基準及び青森県の「土木工事共通仕様書」、「青森県土木工事施工管理基準」並びに関係法令に基づき、施工すること。
- イ 出入口の設置にあたっては「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「請願工事申請 作成の手引」に準拠するものとする。
- ウ この基準により難しい場合、又は、この基準に定めのない事項については道路管理者の指示に従うものとする。

(3) 出入口の幅員

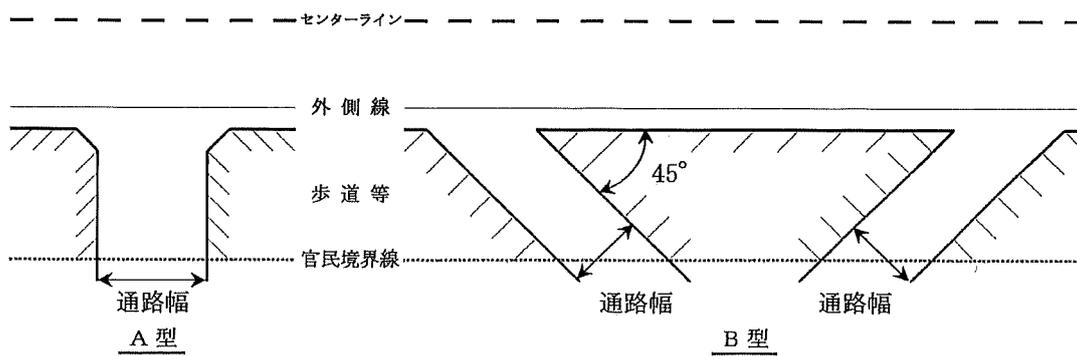
- ア 車両出入口の幅員は、自動車の利用状況に応じ必要最低限とし、次の表によるものとする。なお、道路幅員については別図-1のとおりである。

(表-1)

区分	車種	道路幅員		すみ切り片側	
		A型	B型	A型	B型
1種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5tを超えるか8m以上程度)	12m以下	8m以下	3m以下	1~3m の範囲
2種	普通貨物自動車等 (6.5t以下若しくは8m未満程度)	8m以下	7m以下	2m以下	
3種	乗用車・小型貨物自動車等	4m以下		1.5m以下	

- イ トレーラーその他特殊車両が出入する場合、現場の状況その他特別な理由により、表-1により難しい場合は、車両軌跡図により切下げ幅を決めることができるものとする。

【別図-1】 通路取付法方



(4) 出入口の制限

出入口は原則として対象施設について1箇所であるが、特別な事情がある場合は道路管理者との協議により、管理者が認める場合は2箇所設置できるものとする。

(5) 連続する出入口等の間隔

出入口が近接又は連続する場合は、次のとおりのものであるとする。

ア 隣接地との車両出入口が連続する歩道切下げ間隔は、2 m以上確保すること。

イ 1敷地で2箇所以上の出入口を設ける場合は、出入箇所の間隔は原則10 m以上とすること。

ウ 駐車場が道路に面して連続している場合、切下げが既に設置されている場合等、特にやむを得ないと認める場合は、ア又はイの規定を適用しないことができる。

(6) 既存出入口の復旧

既に出入口を設置してある敷地の出入口位置を変更する場合は、既存出入口は原形に復旧するものとする。

(7) 出入口設置の制限区域

次に定める区域については、車両出入口の設置を原則として認めないものとする。

- 1・横断歩道付近及び停止線の前後5 m以内の部分
- 2・交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以上の部分、ただしT字型から前後10 m以内の部分
- 3・バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から前後10 m以内の部分
- 4・バス停車帯の部分
- 5・トンネル、洞門等の前後50 m以内の部分
- 6・地下道、横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分
- 7・橋の部分
- 8・踏切から10 m以内の部分
- 9・横断防止柵、ガードレール又は車止めが設置されている部分、ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
- 10・交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合を除く
- 11・その他防災上または道路管理上、著しく支障があると認められる部分

(8) 街路樹、街路樹柵等の取扱い

車両出入口設置に伴う街路樹、街路樹柵等の取扱いについては、次によるものとする。

- ア 車両出入口は、街路樹及び街路樹柵を避けること。ただし、特にやむを得ないとみとめる場合は、道路管理者と協議し、街路樹柵を移設すること。
- イ 幹周60cm未満(目通り)の街路樹は、移植を原則とする。ただし、周辺の状況や道路管理者が移植困難と判断した場合は、ウによること。
- ウ 幹周60cm以上(目通り)及び道路管理者が移植困難と判断した街路樹は、伐採及び伐根して適正に処分すること。伐採した樹木の代替は、原則として、同じ種類の樹木を近隣の空柵に植樹すること。
- エ 代替樹木の大きさは、樹種等に応じて樹高3.0～5.0m程度のものとし、樹木の樹高及び幹径に応じた支柱を設置すること。
- オ 移植等方法については、造園業者等により移植すること。

(9) 視覚障害者誘導用ブロックの取扱い

車両出入口設置に伴う視覚障害者誘導ブロックの取扱いについては、次によるものとする。

- ア 視覚障害者誘導用ブロックの復旧に当たっては、原則として、道路管理者が認めた材料とし、連続的かつ極力直線的に設置すること。
- イ 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として加工しないで、正形状のまま設置すること。
- ウ 視覚障害者誘導用ブロックの接着目地は、舗装との整合性や接着性のよいものを用い、及び既設の舗装又はブロックとの取付部に段差が生じないように十分注意して施工すること。
- エ その他視覚障害者用ブロックの設置については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によること。

(10) 車両の進入防止

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、次により車両の進入防止の措置をとるものとする。

- ア 歩道の有効幅員が2.5m以上(植樹柵及び植樹帯を除く。)で、(表-1)1種の場合は、原則として車両出入口の両端に車止めを設置すること。
- イ 車止めの設置感覚は、障害者等の通行を考慮し、申請地側より1.5mとすること。
- ウ 設置する車止めには、夜間の視認性を確保するため反射帯を設置すること。
- エ 車両出入口設置箇所に既存の車止めがある場合は、基礎とともに移設すること。
- オ 大型店舗、コンビニ、給油所等は、車両が車両出入口以外から進入できないよう駐車場内に進入防止施設を設けること。

(1 1) その他の道路施設の取扱い

車両出入口を設置する箇所に、道路施設等がある場合については、次によるものとする。

- ア 官民境界沿い等に側溝等の排水施設がある場所を出入口として使用する場合は、排（用）水機能に支障を与えないようにすること。
- イ 集水柵の移設を伴う場合は、道路の排水勾配を考慮し設置すること。
- ウ 原則として、マンホール、消火栓等のある箇所には認めないこと。やむを得ず認める場合は、関係機関と協議して高さ調整を行うこと。
- エ 車両出入口設置箇所にその他の道路施設（道路照明等）がある場合は、基礎とともに移設すること。この場合において、既存の基礎（コンクリート等）については、撤去することとし、特にやむを得ないと認める場合は、道路管理者と協議すること。

(1 2) 車両出入口設置工事の施工基準

出入口の構造

- ア 車両出入口の構造は、次の表によるものとする。ただし、小山平・牧場線等の新幹線駅周辺及び道の駅周囲の道路、旧国道 4 号線においては場所によって舗装構成が違うので留意すること。
- イ 表-1 の区分における、2 種以上の車両が日常的に出入りする場合は、表-2 における乗入部ではなく、道路の舗装構成に準ずること。
- ウ すみ切りについては、表-1 に準ずるものの特別な理由がある場合は別途協議すること。

(表-2)

区分	表層工	表層工	上層路盤工	下層路盤工
1・2 級 幹線道路	再生密粒度 As(13F) 3cm	再生密粒度 As(13) 4cm	碎石 M-40 12cm	RC-40 24cm
その他舗装道路	再生密粒度 As(20F) 6cm	—	碎石 M-40 14cm	RC-40 20cm
乗入部	再生細粒度 As(13F) 5cm	—	—	RC-40 25cm